

**京都府議会 2024 年 2 月定例会**

さこ 祐仁議員の意見書・決議案討論	1
森 よしはる議員の議案討論	4
2月定例会議案等採決結果・他	6
終えて談話	27

● 3月22日の閉会本会議でのさこ祐仁議員が行なった意見書・決議討論、森よしはる議員が行なった議案討論を紹介します。

**2024 年 2 月定例会 意見書・決議案討論**

**さこ祐仁議員（日本共産党・京都市上京区） 2024 年 3 月 22 日**

日本共産党の迫祐仁です。会派を代表し、ただいま議題となっております意見書案 13 件決議案 1 件すべてに賛成の立場で討論いたします。

最初に三会派提案の「再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書案」については、我が会派も一貫して求めてきたもので、しかも、今回、京都弁護士会の提案を受けたものです。したがって、本来、全会派で提案をすべきものです。

次に、「日米の基地強化中止、土地利用規制法の廃止・撤回を求める意見書案」についてです。

安保 3 文書の閣議決定から 1 年 3 か月。岸田政権は、歴代政府が憲法違反としてきた敵攻撃能力の保有や軍事費 2 倍化を掲げ、自衛隊基地などに米国製の長距離人口ミサイルトマホーク 400 発などの導入、配備を進めています。また、日本中が戦場になることを想定し、各地の自衛隊基地本部を核攻撃にも耐えられるように地下化を進め、京丹後市の米軍基地や府内各地の自衛隊基地の周辺に住む住民の動向を国家が日常的に監視する土地利用規制法の「特別注視区域」や「注視区域」にしようとしています。陸上自衛隊法祝園分担地に弾薬庫 8 棟増設するための予算が計上されています。海上自衛隊と共同運用でトマホークミサイルなどの保管も予想され、本州の弾薬補給拠点として強化する狙いがあるということで、3月20日、約 200 人が参加し「平和を守る一点で大きな共同を作ろう」と「京都・祝園ミサイル弾薬庫問題を考える住民ネットワーク」（ほうそのネット）が設立されています。

5 年間で 43 兆円もの大軍拡が、社会保障や教育予算などを深刻な形で圧迫し、大增税をもたらすことは必至である。また、史上空前の大軍拡は、憲法 9 条に違反するだけでなく、日本国憲法が保障した民主主義と基本的人権の全面的侵害、蹂躪につながることを厳しく指摘しなければなりません。

今、政治が取り組むべきは、戦争の準備ではなく、平和の準備、9 条を生かした外交によって日本の平和を確保し、東アジアに平和をつくりだすことです。

次に「消費税減税とインボイス廃止を求める意見書案」についてです。「利益は少ないのに食品や光熱費は高いままでしょ」と、申告の時の業者の方の声です。全商連調査では、中小企業の 6～8 割が仕入れの上昇分を販売価格に添加できないとありました。どの商店街でも廃業されている店舗が見受けられます。

消費税を導入し、増税を繰り返して、そのたびに国内消費が冷え込み、30 年もの長期にわたり経済が停滞しています。また、インボイス制度によって、数百万から 1 千万人の零細事業者やフリーランスで働く人に深刻な負担増をもたらし、多数の廃業者を生み出しています。

今、消費税を 5% に減税すれば、物価高騰から暮らしを守り、内需が拡大するとともに、複数税率がなくなり、インボイス制度を廃止できます。直ちに消費税減税とインボイス制度の廃止を求めます。

次に、「裏金づくりの真相究明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案」についてです。

自民党の政治資金パーティーを通じた裏金づくりは、政治資金規正法や公職選挙法、所得税法などの法令違反という問題と、企業・団体が政治家個人や派閥に対して禁止されている献金を行う抜け道で、2つの重大な問題をはらんだものです。また、かつてのロッキード事件やリクルート事件、ゼネコン汚職など、特定の政治家、特定の企業による問題でなく、自民党全体が財界全体から買収されていたとも言えます。

裏金を誰がどれだけ受け取り、何に使ったのか明らかにするための証人喚問を行い、抜け道となっているパーティー券も含む企業・団体献金を全面的に禁止することは政治の責任です。

併せて一言申し上げます。裏金作りとともに国民の怒りを読んでいるのが、自民党青年局近畿ブロックが行った懇親会で、露出度の高い衣装の女性ダンサーを招き、口移しでのチップなどが行われていた問題です。自民党会派の3名の府議が参加していたことが報道されましたが、国民への説明と謝罪を行うべきです。厳しく指摘をしておきます。

次に、「国民健康保険事業費納付金値上げの見直しと公費の大幅増額を求める意見書案」及び「国民健康保険事業費納付金値上げの見直しと財政支援を求める決議案」についてです。国民皆保険、中でも国民健康保険は命のセーフティーネットです。ところが、物価が上がり、暮らしが大変な上に国民健康保険は高齢者や低所得者が加入しており、そこに高い保険料が求められると、まさに金の切れ目が命の切れ目となる事態が広がってきています。このため、府内市町村でも、基金の取り崩しなどにより保険料が上がるのを独自努力で抑えたり、先延ばしにしてきました。

こうした中、京都府は、来年度の国民健康保険事業納付金を過去最高の12.8%引き上げることを決めました。これに対し、8自治体で値上げが提案され、他の自治体は当面保険料引き上げをしないとされていますが、それでも、「今年はなんとか値上げをせずに頑張るが、もう来年度以降は引き上げざるを得ない」「独自の努力も限界」など市町村から悲鳴が上がっています。

もともと国民健康保険は、加入者の実態から構造的な問題を抱えているだけに、国が公費負担をしなければ制度が行き詰まってしまいます。このため、政府も3400億円の公費負担をしてきましたが、それでは全く足りません。また、京都府は「制度の維持のため」などとして、国保の都道府県単位化を推進したにもかかわらず、制度の枠外で財政支援は全くしたことがありません。

よって、納付金の引き上げをやめ、保険料を引き下げ、国保を安定的に運営するために国の公費負担の大幅増額を求めるとともに、本府として、納付金引き上げの見直しとそのための財政支援を行うことを求めるものです。本府議会に同様の府民の皆さんからも切実な請願が提出されています。今こそ、この声に応えるときではないでしょうか。皆さんの賛同をお願いいたします。

次に、「『子ども誰でも通園制度』の見直しを求める意見書案」についてです。

国が「異次元の子育て支援」として、少子化対策の一環である「子ども誰でも通園制度」を2026年度から導入しています。モデル事業として先行して取り組もうとしている京都市では、民間保育園の補助金を13億円もカットし、経験年数が11年で保育士の昇給も頭打ちとなっています。こうした事態の改善こそ、本来必要ではないでしょうか。

次に、「食料自給率の向上を基本目標に位置づけた『食料・農業・農村基本法』の改正を求める意見書案」についてです。今国会に提出されている食料・農業・農村基本法改定案と関連法案にあたり、全国では38%、京都では12%まで落ち込んだ食料自給率の向上こそ、国政の基本目標に位置付けるべきです。合わせて、輸入途絶など不足の事態に際し、罰則付きで作付け転換などを強制できる食料供給困難事態対策法案を提出しています。輸入自由化路線から転換し、国内の食料生産を増やすこと、そのために、価格保障、所得保障の充実をはじめ、農業、酪農、畜産、林業、漁業への支援を抜本的に強化することを求めるものです。

次に、「大阪・関西万博の中止を求める意見書案」についてです。万博会場の夢洲は、廃棄物の最終処分場でPCBやダイオキシンなどの有害物質も埋められ、地盤沈下や液状化の対策のための事業費の必要となります。万博来場者を運ぶシャトルバスが走るアクセス道路の事業費は2957億円。この道路は、万博・カジノ誘致と並行して建設が推進されています。国策である万博を夢洲で開催すれば、税金でインフ

ラ整備ができる。物価の高騰など暮らしがしんどくなってきており、大阪府民から、万博に使うお金を私らの暮らしに使うべきとの声も広がる中、世論調査で、万博開催そのものが不要という声が7割近くに上がっています。また、1月1日に起きた能登半島地震により、道路の寸断などで今も避難所で約1万人近くが避難生活を送られ、住宅被害等は、7万4千戸以上で、万博の施設建設より被災地の復旧復興支援が優先されるべきと多くの国民が望んでおられます。

次に、「令和6年能登半島地震を踏まえ、原発の停止と配慮を求める意見書案」についてです。今回の能登半島地震では、想定をはるかに超える断層が動き、海底断層も連動した結果、多くの家屋や施設が損壊しました。私は、2011年3月11日、その想定をはるかに超えた地震で被災された福島県の浪江町など、この2月27日に訪問しました。東京電力福島第一原発事故で汚染された地域の家々は、当時の被災されたままの状況です。また、田は手つかず、津波で被災した小学校周辺を含め、人が住んでいません。想定外の地震や津波によって原発事故が起これば、地域が破壊され、人が住めなくなります。想定外の事故が発生してからでは遅いんです。原発の停止と廃止配慮を直ちに実施すべきです。

次に、維国提案の「医薬品や医療機器の安定供給確保及びイノベーション推進を求める意見書案」については、「画期的新薬のイノベーション」名で新薬創出にばかり予算を注ぐあり方でなく、基礎的医薬品やゼネリック医薬品に予算を配分すべきです。

最後に、わが会派提案の「訪問介護サービスの基本報酬引き下げを撤回し、介護保険制度の抜本的見直しを求める意見書案」についてです。訪問介護の基本報酬のすべてが減額されており、2月29日、中央社会保障推進協議会の人たちが厚労省で老健局審議官に訪問介護の基本報酬引き下げの撤回を求めて、団体・個人からの700の声を手渡されていました。また、介護事業所の運営そのものにも影響が出ており、そこで働く介護職員も給与等が減少するので生活ができない、退職する職員も増加しています。職員の減少により、介護を受けられない介護難民も増えてきているのが実態です。

このため、基本報酬の引き下げの撤回こそ必要です。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

**森よしはる議員（日本共産党・京都市南区）**

2024年3月22日

日本共産党の森吉治です。

会派を代表して、ただいま議題となっています議案48件について、第1号議案、第13号議案、第16号議案、第26号議案、第28号議案、第43号議案について反対し他の議案に賛成する立場で討論を行います。

最初に能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし被災された皆さんには心からお見舞い申し上げます。また、発生後早い段階から現地被災地で、水・暖房などがないなか寝袋一つで寒さに凍えながら救援や復旧にあたっていた多くの府職員の皆さんに心から敬意を表します。

まず第1号議案「令和6年度一般会計予算案」についてです。「失われた30年」といわれる長期にわたる日本経済の停滞と衰退に加え、コロナ禍と物価高騰が襲い、府民の暮らし、地域の疲弊はかつてなく厳しいものになっています。同時にその30年は、公共のあり方を問うことにもなりました。京都府政に携わってきたものとして振り返ってみますと、地方交付税削減など自治体行財政の三位一体の改革のもと、京都府でも12か所あった保健所・土木事務所が7か所に、市内9事務所あった府税事務所が今議会提案ではついに1か所に集約される等地方機関の再編・統合が行われました。大学の地方独立行政法人化、民間委託や指定管理者制度の拡大、知事部局で職員定数7000人あまりおられた職員が4000人へと徹底した人員削減・採用抑制と非正規雇用への置き換えなどがすすめられ、こういう中で府政の存在が府民からかけ離れたものになり、くらしや地域の現場での様々な課題解決を困難にもしてきました。京都府総合計画が新型コロナウイルス感染症の拡大等を経て前倒しして改定され、それに基づいて編成された「令和6年度京都府一般会計予算案」には、こうした「失われた30年」のなかで後退させられた公共の役割について総括と反省がなく、厳しさ増す暮らしと疲弊する地域の現実を直視したものになっていません。

以下反対理由7点を述べます。

第一は、いのちと暮らしを守る公共の役割果たす予算になっていないことです。コロナ禍に続く物価高騰で傷んだくらしと生業の支援、賃上げなどに本格的に取り組んでいるとは言えません。

新型コロナウイルス感染症の総括を踏まえ求められる新興感染症対策や医療体制、保健所など公衆衛生機能の強化が打ち出されていません。京都府が市町村に対し国民健康保険料の来年度納付金を過去最高の値上げを示したことにより、来年度4人家族で4万8620円もの値上げをする宇治市をはじめ、国民健康保険料負担がさらに引き上げられようとしています。2018年京都府は医療費抑制を狙う国と一体で社会保障の「最後のセーフティーネット」である国民健康保険制度の都道府県化の旗を振り、今日の事態を招きました。こうした経過があり、さらに耐え難い負担が強いられようとしているのに、府として独自に国民健康保険料の引き下げのことも、また知事を先頭に重点要望に掲げ政府に働きかけることもしていません。

物価高騰を上回る賃上げに自治体の役割が求められています。中小企業と非正規労働者の賃上げが焦点であるのに、即効性のある独自の賃上げ支援を他の都道府県が実施し物価高騰を上回る賃上げを実現しているのに「補助金によって賃金を引き上げていくことには限界がある」と背をむけています。賃上げ支援で地域経済を回してこそ税源涵養にもつながるのではないのでしょうか。

第二は、子育て支援について、経済的負担軽減を柱に位置付けていないことです。「風土づくり」やイベント重視で、あんしん修学支援制度は運動により拡充されたものの、肝ともいえる若者や子育て世帯の今と将来不安に応える大学等の学費無償化、給付制奨学金創設には踏み出していません。書面審査でも各会派から就労・奨学金返済一体型支援事業の充実を求める声が寄せられましたが、応えていません。知事自身不本意非正規雇用の解消の課題が重要視されています。本会議でも答弁されていますが、足元の京都府庁の会計年度任用職員の雇用安定と正規職員化には何も手立てが打たれていません。3月21日の京都新聞の社説では非正規公務員の問題を指摘して「専門性や経験を正當に評価して、正規職員に採用する仕組みを広げる必要があるのではないかと述べています。それが住民の利益にもつながるはずだ」と述べています。予算審議を通じて我が党はそのことを繰り返し求めましたが、このことを正面から受け止めるべきです。給食費無償化が全国で府内市町村で実施がすすんでいるのに、「食材費は保護者負担、一律都道府県が支援することは想定していない」と背をむけています。

第三は、本来の自治体の役割である中小企業や農林漁業の振興を産業政策の中心に位置づけ全体の底上げを図るものにはなっていないことです。産業創造リーディングゾーン事業やグローバル・スタートアップ・エコシステム構築事業、フードテック推進事業など一部の企業支援や起業家も含めた呼び込み型の施策に重点を置く一方で、今年度補正予算で多くの申請があった物価・資材高騰等に対する中小企業経営改革支援事業費や農林水産業経営改革支援事業費が来年度予算からは削れています。京都の食料自給率が12%まで落ち込んでいます。農業者が切実に求めている再生産可能な価格を保障する政策は示されていません。

第四は、地域に住み、なりわいを営む者の声や思いをもとにまちづくりをすすめるのが本来の自治体の役割なのに、住民と地域置き去りで開発をすすめていることです。北山エリア開発では、住民の運動と府議会の論戦で、今議会中、知事から府大へのアリーナ建設の断念が表明されました。記者会見で知事は周辺住民の「反対の声があったから」ではないと述べられていますが、住民や学生など当事者の理解を得られないものは見直さざるを得なかったと率直に認めるべきです。北山エリア整備基本計画そのものは撤回されておらず、新たに向日町競輪場の再整備と一体での屋内体育施設整備も表明されました。鉄道・バス路線廃止・減便、買い物難民、高齢化・人口減など多くのところで地域の疲弊が深刻であり支援が求められているのに応えず、一方で新名神高速道路と府南部開発、北陸新幹線延伸をはじめとした国と一部企業のための開発がトップダウンですすめられています。

大阪・関西万博をめぐるっては、世論調査で72%が延期・中止の声があがり、建設費膨張や能登地震復旧・復興への障害になるなど様々な問題があるのに府独自で検証せず、債務負担行為も含めて機運醸成として11億円の予算を計上し、推進一辺倒です。

第五は、能登地震を通じて重要性が明らかになった公共の役割をゆがめていることです。地域の防災拠点である振興局や警察、府立大学など文教施設等の耐震化の遅れは明らかです。今回の震災をうけて国や石川県が支援金の上乗せを決めましたが、府独自の被災者住宅再建支援事業の改善もありません。地域での防災力が問われていますが、書面審査では消防指令の広域化そのものが問われていますが、問題の検証や見直しもなく推進しようとしています。また、地震の頻発で原発そのものの危険性が強まり、避難計画も破綻しているのに府民の安心・安全を守る責任のある知事として原発再稼働中止や廃炉を求めています。

第六は、気候危機が一刻の猶予も許されない局面を迎えているのに、カーボンゼロや省エネ・再エネ対策は個人向けのものが中心で、一方温室効果ガスを多く排出する舞鶴火力発電所やまた原発に固執し逆行した姿勢を示していることです。PFASの影響や被害が府内でも広がり、検査や発生源対策など京都府の役割が求められているのに、その予算も示されていません。

第七は、くらしや地域が厳しいときこそ身近で頼りになる京都府の組織の機能と体制の強化が求められていますが、府税事務所の廃止・統合、水道や消防指令の広域化・民営化、官民連携・プラットホームなど新たな形態での行政の市場化をすすめ地方自治を形骸化、ゆがめていることです。

また、児童虐待相談件数が過去最多となり、児童相談所の機能と体制が問われていますが、体制の強化や急がれる南部・北部での児童相談所の整備計画は示されていません。農林関係の試験研究機関の研究費や消費生活相談センターなど最前線を支える現場組織の予算も減額されています。

さらに、けいはんな学研都市の府有地60haに民間企業が官民連携でプラットホームをつくり「フードテックヒル」の整備を令和6年に始めるとしています。開発の財政的規模も後年度の公共負担規模も、リスク分担も明らかにしないままの着工は問題です。

加えて勤労者福祉会館の廃止方向を含む同会館のあり方検討会議の報告が今議会で報告されました。地域にとってはかけがえのない施設であり充実こそ必要です。

次に、第13号議案「令和6年度京都府水道事業会計予算」及び第16号議案「令和6年度京都府流域下水道事業会計予算」についてです。府営水の過大な施設整備と建設負担水量の適正化をせず、未使用分も含め高い水道料金を受水市町と住民に押し付けるものになっています。また、上下水道の広域化を前提にしており反対です。

第26号議案「京都府府税条例等一部改正」についてです。京都市内の府税事務所3か所を1か所に統合しようとするものです。もともと市内9か所あり、平成13年に3か所に統合され、さらに1か所に今回統合されれば府民にとって相談窓口が遠くなります。また地方税機構事務所と分離することになれば、連携が困難になり、相談、納税、納税証明発行など別々に出向かなければならず利便性が後退します。コロナ禍に続く物価高騰により暮らしも営業も厳しい状況に置かれているとき、くらしを支える役割を後退させる府税事務所の統廃合、府税事務所と地方税機構事務所の分離には反対です。

第28号議案「住民基本台帳法施行条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に関する法律施行条例一部改正」についてです。法律で個人番号の利用が認められている事務に準じる事務が「準法律事務」として新たに省令で規定されることに伴い、関係条例の規定整備を行うものです。省令も示されておらず、中身に関しても国民の不安や批判がある健康保険証を廃止をし、マイナンバーカードに置き換えることと一体の改悪であり、反対です。

第43号議案「指定管理者の指定の件（公営住宅洛西西境谷団地等）」についてです。東急コミュニティーに継続して管理業務を委託するものです。住民のセーフティーネットである府営住宅の管理を利益優先の民間企業に委ねることは、住民の福祉の向上と公的責任を放棄するものであり反対です。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## ■ 2月定例会議案（党議員団が賛成しなかったもの）

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況					
				共 産	自 民	維 新	府 民	公 明	京 好
第1号	令和6年度京都府一般会計予算	3月22日	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第13号	令和6年度京都府水道事業会計予算	3月22日	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第16号	令和6年度京都府流域下水道事業会計予算	3月22日	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第26号	京都府府税条例等一部改正の件	3月22日	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第28号	住民基本台帳法施行条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件	3月22日	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第43号	指定管理者指定の件（公営住宅洛西西境谷団地等）	3月22日	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第64号	京都府企業版ふるさと納税基金条例制定の件	3月6日	原案 可決	×	○	○	○	○	○
第74号	副知事の選任について同意を求める件	3月22日	同意	保 留	○	○	○	○	○

## ■ 意見書案

意見書案 番号	件名	提案 会派	議決 月日	議決 結果	賛否の状況					
					共産	自民	維国	府民	公明	京好
第1号	再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書	自公府	3月22日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第2号	若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める意見書	自公府	3月22日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第3号	訪問介護サービスの基本報酬引下げを撤回し、介護保険制度の抜本的見直しを求める意見書	共産	3月22日	否決	○	×	×	×	×	×
第4号	令和6年度介護報酬改定を踏まえた訪問介護サービスへの支援を求める意見書	維国	3月22日	否決	○	×	○	×	×	×
第5号	医薬品や医療機器の安定供給確保及びイノベーション推進を求める意見書	維国	3月22日	否決	○	×	○	×	×	×
第6号	消費税減税とインボイス制度廃止を求める意見書	共産	3月22日	否決	○	×	×	×	×	×
第7号	日米の基地強化中止、土地利用規制法の廃止・撤回を求める意見書	共産	3月22日	否決	○	×	×	×	×	×
第8号	裏金づくりの真相究明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書	共産	3月22日	否決	○	×	×	×	×	×
第9号	国民健康保険事業費納付金値上げの見直しと公費負担の大幅増額を求める意見書	共産	3月22日	否決	○	×	×	×	×	×
第10号	「こども誰でも通園制度」の見直しを求める意見書	共産	3月22日	否決	○	×	×	×	×	×
第11号	令和6年能登半島地震を踏まえ、原発の停止と廃炉を求める意見書	共産	3月22日	否決	○	×	×	×	×	×
第12号	大阪・関西万博の中止を求める意見書	共産	3月22日	否決	○	×	×	×	×	×
第13号	食料自給率の向上を基本目標に位置付けた「食料・農業・農村基本法」の改正を求める意見書	共産	3月22日	否決	○	×	×	×	×	×

■ 決議案

決議案 番号	件名	提案 会派	議決 月日	議決 結果	賛否の状況					
					共産	自民	維国	府民	公明	京好
第1号	国民健康保険事業費納付金値上げ の見直しと財政支援を求める決議	共産	3月 22日	否決	○	×	×	×	×	×

■ 請願

受理番号	受理 年月日	件名	紹介 会派	審査結果
第89号	令和6年3月1日	国民健康保険料・税に関する請願	共産	不採択

意見書案第1号

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

えん罪は、犯人とされた者やその家族の人生を狂わせる国家による人権侵害である。それゆえ、我が国では憲法において多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることによって、えん罪の発生を防止しようとしてきた。しかしながら、人の運用する制度である以上、ときに誤判が生じるおそれは払拭できず、誤判により生じたえん罪被害者は迅速に救済されなければならない。

誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法（第4編再審、以下「再審法」という。）に規定が設けられているが、再審が認められることは稀であり、えん罪被害者の救済は容易には進んでいない。

その要因として、日本弁護士会連合会の「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議（令和5年6月16日決議）」では、刑事訴訟法に再審に関する規定がわずか19条しか存在しないという制度上の問題があり、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きいことが指摘されている。その中でも特に重要な課題として、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられている。

このうち、再審請求手続における証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、同法附則第9条第3項において、政府は同法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討するものと規定されているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、不服申立てによって、更に審理が長期化し、えん罪被害者の救済が遅延することが指摘されるとともに、検察官は不服申立てによらずとも、再審公判において主張の機会が保障されており不都合はないとの見解もある。

そして、再審請求手続における手続規定に関しては、再審法に規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられている。そのため、裁判所の訴訟指揮により大きな差が生じるという問題があり、再審請求手続における手続規定を整備する必要があるとの意見がある。

近年、再審事件の動向に関する報道により、再審やえん罪被害に対する社会の関心が高まり、日本弁護士会連合会などから再審法の問題点も指摘されている中で、地方議会においても再審法改正を求める意見書が採択されている状況

にある。

については、国におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
法務大臣	小	泉	龍司	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

意見書案第2号

若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用による急性中毒や薬物依存が増加しており、重大な社会問題となっている。市販薬の過量服薬（オーバードーズ）による救急搬送は、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加し、精神科医療施設を受診する、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者は、2012年から2020年にかけて約6倍に増加している。

また、国立精神・神経医療研究センターの2020年度の調査によると、精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者において、市販薬を「主たる薬物」とする割合が全体の56.4%を占めており、同センターの2021年度の調査では、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「約60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースは多く、実際に市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があることから、同じ効果を期待してさらに過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

また、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合があるにもかかわらず、市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいこともその対策を難しくしている。

ついては、国におかれては、オーバードーズによる健康被害から一人でも多くの若者を守るために、次の事項に取り組みされるよう求める。

- 1 現在、濫用等のおそれがある医薬品の6成分を含む市販薬の販売において、購入者が子ども（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を併せて行うことを必須とすること。
- 2 若者への医薬品の販売において、その含有成分に応じて販売できる容量を適切に制限するとともに、販売方法も対面かオンライン通話によることを義務付けることにより、副作用などの説明と併せて、必要に応じて適切な相談窓口等の紹介ができる体制を整えること。
- 3 濫用等のおそれがある医薬品の成分の指定を的確に進めるとともに、それらの医薬品を繰り返し購入することによる過剰摂取を防止するために、身分証による本人確認の際に、販売記録等を併せて確認できる環境の整備を検討すること。
- 4 若者のオーバードーズを、その背景にある孤独・孤立の問題として位置付け、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎	殿
参議院議長	尾 辻 秀 久	殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄	殿
厚生労働大臣	武 見 敬 三	殿
内閣官房長官	林 芳 正	殿
孤独・孤立対策担当大臣	加 藤 鮎 子	殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

訪問介護サービスの基本報酬引下げを撤回し、介護保険制度の抜本的見直しを求める意見書

令和6年度介護報酬改定において、訪問介護は「身体介護」「生活援助」「通院乗降介助」など、基本報酬の全てで減額とされたことに衝撃と怒りが広がっている。

厚生労働省は「基本報酬は引き下げたものの、処遇改善加算のアップ率は全ての事業中で最高なので、事業収入全体では影響がない」などと説明しているが、最上位の処遇改善加算を取得しても事業所収入はマイナスとなるのが実態である。

人件費比率が72.2%の訪問介護で基本報酬を引き下げれば、単独型小規模事業所の経営は悪化し、物価高騰の下では経常経費を賄うことができず、閉鎖・倒産が相次ぐことになるのは明らかである。

そもそも、介護分野の人材不足は深刻な上に、とりわけ訪問介護事業所においては、すでに15.3倍の有効求人倍率となっており、訪問介護員の高齢化も突出している。その上、介護報酬が引き下げられると、必要なサービスが提供できずに、在宅の高齢者が「介護難民」となることを余儀なくされることは十分に予想される。

これでは、公的介護保険の役割を果たすことはできない。

ついでに、国におかれては、緊急に訪問介護サービスの基本報酬の引下げを撤回するとともに、介護保険制度の抜本的な見直しに向け、緊急に介護保険制度とは別建ての処遇改善策を講じ、人材確保を本格的に進めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
厚生労働大臣	武	見	敬三	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議員 石田宗久

令和6年度介護報酬改定を踏まえた訪問介護サービスへの  
支援を求める意見書

令和6年度介護報酬改定において、訪問介護サービスの基本報酬が減額されることとなった。厚生労働省は、訪問介護は収支差率に示される経営状況が他の介護サービスに比べて良好であることや、処遇改善加算については今回の改定で高い加算率としていることをその理由としている。しかし、訪問介護は他業種との人材獲得競争が厳しく人材不足の解消が困難であり、昨年の訪問介護事業者の倒産件数が過去最多となるなど、その経営は依然として厳しい状況にある。

また、収支差率が平均よりも高いとしても近年増加している集合住宅併設の事業所と、都市部以外の一般在宅向けにサービスを提供している事業所とでは、運営形態の差が大きく一律に評価することはできない。

これまで基本報酬の部分で賄ってきた採用費や会議、研修費等についても、近年の物価高騰や、人材不足などが経営を圧迫する要因となっており、今回の減額により一層の経営難になることが危惧される。

こうしたことから、介護職の社会的評価を高めること等の人材確保のための施策や、地方の在宅介護を担う事業所の事業継続のための支援策が急務である。

については、国におかれては、地方での介護保険格差の是正、介護人材の確保及び介護現場の業務軽減の観点から訪問介護サービスへの支援について、以下の事項に取り組みられることを要望する。

- 1 介護報酬改定について運営形態ごとの影響を分析し、その結果を踏まえ、事業所への更なる支援拡充を図ること。
- 2 介護職員の必須資格である初任者研修について、eラーニングやオンライン講義などの導入により、受講しやすい環境整備と実施主体の負担軽減を図ること。
- 3 文部科学省などの教育分野との連携を強化し、介護の魅力や専門性を広く国民に伝えることにより、介護職の社会的評価を高めるなど、職業選択に資する取組を広く実施すること。
- 4 サービスコードの大幅な増加により、複雑となっている介護報酬の加算の仕組みを整理し、算定率の高い加算については基本報酬に組み込む等の措置を検討すること。
- 5 介護報酬上の訪問介護労働者の移動時間等の考え方を明確にした上で、中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等の実態を踏まえ、介護報酬等の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
厚生労働大臣	武	見	敬三	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

## 医薬品や医療機器の安定供給確保及びイノベーション推進 を求める意見書

一部メーカーの製造管理及び品質管理の不正問題に端を発する医薬品や医療機器の供給不安は、政府の頻繁な薬価引下げや原材料価格の高騰によるメーカーの採算悪化によって、実に3年以上にわたって継続している。

この間、医療機関や薬局においては、医薬品等の入手が極めて困難となっており、一部では必要な薬が患者に届かない事態となるなど、国民の命と健康に影響を及ぼしかねない状況が続いている。また、コロナ禍において、ワクチンや治療薬の開発で諸外国に後れを取るなど、我が国のイノベーション創出力の低下も明らかとなっている。

こういった事態を踏まえ、国では供給不足の医薬品を早期に安定供給できるようメーカーへの増産要請を行うとともに、医療機関や薬局の薬剤購入については、必要最小限の発注量とし、かつ最小日数分の処方に努めることを求めるなど、様々な対応を講じている。

しかしながら、日本製薬団体連合会の安定確保委員会が公表している「医薬品供給状況にかかる調査結果（2023年12月）」によると、25.9%の医療用医薬品が限定出荷又は供給停止の状況にあるなど、依然として深刻な状態が継続している。

現下の供給不安を一刻も早く解消し、将来にわたって、国民に医薬品等を安定的に供給するためには、設備投資や人的投資を困難にし、一部で不採算での生産まで強いている現行制度を見直し、国内における医薬品等の安定供給基盤、イノベーション創出基盤を再構築する必要がある。

ついては、国会および政府に対し、次の事項について特段の措置を講じるよう、強く要請する。

- 1 我が国におけるイノベーション創出基盤を再構築し、かつ国民生活に必要不可欠である医薬品等の安定供給を取り戻すため、中間年薬価改定の廃止や中断を含めた薬価・材料価格制度の抜本的な見直しを進めること。
- 2 世界的な物価高の中にあつて、国民生活に必要不可欠である医薬品等の安定供給を揺るぎないものにするため、急激な原材料やエネルギーの価格高騰に対応する価格調整制度を新設するなど、価格下支え制度を整備すること。
- 3 市場実勢価格方式をとる我が国の薬価制度の信頼性、持続可能性を確保するため、長年にわたる特異な取引慣行の是正を図ること。
- 4 揺るぎない安定供給を実現するために、メーカーの生産量や在庫、医療機関や薬局の在庫など、各流通当事者における医薬品等の供給や流通の状況を一元管理し、行政による適切な指導や支援が可能となるシステムを構築する

こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
厚生労働大臣	武	見	敬三	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

## 消費税減税とインボイス制度廃止を求める意見書

今年の確定申告を通じて、「資材や材料費が3割も値上げになり、売上げは追いつかず、わずかな生活費しか残らないのに消費税まで払えない」、「インボイス制度が導入された昨年の10月から課税事業者になったが、売上げは1千万円以下のままなので、3カ月分の消費税の納税が厳しい」などの声が上がっており、物価高騰、消費税増税、インボイス制度導入によって、国民の暮らしと中小事業者の営業がますます深刻な苦境に陥っていることが明らかになっている。特に、インボイス登録事業者となって、初めて消費税を申告することになったのは142万事業者に上り、それらの事業者は膨大な実務負担と新たな消費税負担が迫られることになった。

物価高対策として、最も効果的なのは消費税の減税である。消費税を10%から5%に戻せば、国民1人当たり年10万円の減税、4人家族なら40万円の減税となり、その減税分が消費に回り景気も良くなる。そのため、世界では109の国と地域で、物価高対策として消費税・付加価値税の減税が実施されている。また、インボイス制度は複数税率の下での適正な課税を担保するための仕組みとして導入されたものであり、消費税率を5%に戻せば、複数税率は解消されインボイス制度は必要でなくなる。

ついては、国におかれては、消費税減税とインボイス制度の廃止を速やかに実施すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
経済産業大臣	齋	藤	健	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

## 日米の基地強化中止、土地利用規制法の廃止・撤回を求める意見書

安保3文書の閣議決定から1年余が経ち、政府は、大軍拡と「敵基地攻撃能力」保有に向け、来年度当初予算に、京都府域の祝園分屯地火薬庫の建設費、舞鶴火薬庫増設の調査費などを計上し、陸・海共用として長射程ミサイル配備などの計画を進め、米軍と自衛隊の一体化、軍事拠点化を狙っている。

さらに、土地利用規制法による区域指定を進め、軍事施設などへの「機能阻害行為」やそのおそれの把握を口実に、住民を監視下に置き、特別注視区域では不動産取引の事前届出など土地利用に制限を加え、戦前の軍機保護法や要塞地帯法のような仕組みを作ろうとしている。

京都府内においては、今回の区域指定により、特別注視区域に、米軍経ヶ岬通信所と自衛隊経ヶ岬分屯基地、舞鶴の基地群が上げられ、また注視区域に、自衛隊の宇治駐屯地、大久保駐屯地、桂駐屯地、福知山駐屯地、舞鶴の基地群、祝園分屯地が挙げられており、対象はその周囲1km、11市町に及び、人口密集地、学校・福祉施設、商業施設、観光地、農業用地などが広がっている。

ところが、自治体首長の意見聴取は実施されたものの、監視・規制の対象となる住民に対しては区域指定図さえ示されず、説明会も意見聴取も行われていない。事態を知った住民から不安と怒りの声が上がる中、区域指定の一方的な強行は許されない。

については、国におかれては、基本的人権を脅かし、住民監視を強めるなど憲法違反の土地利用規制法について、区域指定を中止し、法律を廃止・撤回することを強く求める。また、日米の基地強化と軍事的一体化中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
外務大臣	上	川	陽子	殿
防衛大臣	木	原	稔	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

## 裏金づくりの真相究明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

自民党の裏金づくり問題は、安倍派をはじめとする全ての派閥で、パーティー券の名目で企業・団体献金を集め、政治資金収支報告書に記載せず、組織的にシステム化していたことが明らかになるなど、カネで政策がゆがめられるという金権腐敗を浮き彫りにした。ところが、こうした中で開かれた、衆参両院での政治倫理審査会でも、自民党幹部からは「知らない」「分からない」「関与していない」との答弁が繰り返されるなど、国民の疑念に応え真相究明する気の全くない姿勢に対して、世論調査では、「説明責任を果たしていない」との回答が90%に上り、確定申告を前に「#確定申告ボイコット」との発信が一時10万件に上るなど、国民の怒りと批判はさらに大きく広がっている。

今政治に求められているのは、裏金を受取った全ての議員はもちろん、歴代の派閥幹部などに対する証人喚問を行うことや、政党・支部への献金という抜け穴、パーティー券という抜け穴を残した政治資金規正法の抜本改正など、徹底した真相究明と、二度と繰り返さない対策を政治の責任で決断し、金権腐敗政治を根絶することである。

ついでには、国におかれては、裏金づくりの徹底した真相究明と、パーティー券を含む企業・団体献金の全面禁止を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

国民健康保険事業費納付金値上げの見直しと公費負担の  
大幅増額を求める意見書

2024年度の国民健康保険事業費納付金の額は、京都府で過去最高水準となり、その結果、少なくない市町村で国民健康保険料・税の引上げを余儀なくされる事態に陥っている。

低所得や高齢の加入者が多い国民健康保険は、公費の負担なくしては運営が困難であるという構造的な問題を抱えている。しかも、都道府県単位化により、納付金を京都府が示し、運営の主体である市町村は、それに基づき保険料・税を決めることとなり、市町村による一般会計からの繰入れがなければ、保険料を値上げするしかないというものになっている。

そもそも国民健康保険は、命と健康を守るセーフティネットの役割を果たすことが求められている。物価高や非正規雇用の増加などが、一層加入者の暮らしを直撃している時に、保険料・税の引上げは、国民皆保険の根本をゆがめることになりかねない深刻な問題である。国民健康保険料・税は、全国统一の算定基準に基づいており、保険料の値上げを食い止め、引き下げるためには、国が3,400億円の公費負担を見直し、大幅に引き上げることこそ必要である。

については、国におかれては、緊急に、国民健康保険料・税の引下げができるよう、大幅な公費負担を投入するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
厚生労働大臣	武	見	敬三	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

## 「こども誰でも通園制度」の見直しを求める意見書

政府が、「異次元の少子化対策」の一環である「こども誰でも通園制度」を 2026 年度から導入しようとしている。

この制度は、親の就労の有無等に関係なく、0 歳 6 カ月から 3 歳未満の子どもを対象とし、1 人あたり「月 10 時間」の利用を上限に保育所・認定こども園・幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センターなどで預かる事業である。

この制度導入には、既に先行実施した自治体からも「週 1、週 2 でこども園に通う子どもは、慣れるまでに相当時間がかかります。2 人の保育士のうち、1 人はその子にかかりっきりになってしまう」など懸念の声が上がっている。

そもそも、利用前のこどもの状況を把握する手立てや制度のニーズそのものが検討されておらず、利用に 10 時間の上限をかけることは子どもに相当なストレスがかかること、人員確保等厳しい状況の下での制度の実施は、保育現場に混乱を招くことが懸念され、また、待機児童が存在している自治体で、実際に対応ができるのかどうかも不確定である。その結果、事故等のリスクが非常に高い制度になるおそれがある。

については、国におかれては、「こども誰でも通園制度」の本格実施は行わず、一旦立ち止まり見直すことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	武 見 敬 三 殿
内閣府特命担当大臣（こども政策）	加 藤 鮎 子 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

## 令和 6 年能登半島地震を踏まえ、原発の停止と廃炉を求める意見書

本年 1 月 1 日に発生した、令和 6 年能登半島地震は、最大震度 7 を観測し、その甚大な被害により、発生後 3 カ月近くになろうとしているにも関わらず、いまだ救援・復旧の先行きは困難を極めている。

同時に、今回の地震で設計上の想定を超える揺れが観測されたことにより、東日本大震災以来運転停止していた北陸電力志賀原発（石川県志賀町）でも、変圧器が故障し、外部電源が一部使えなくなり、絶縁や冷却のための油が漏れ出す事態となった。また、使用済み核燃料プールのポンプが止まり、一時的に冷却が停止するなどさまざまな深刻なトラブルも発生した。しかしながら、国は原発の再稼働や老朽原発の稼働延長方針を全く改めようとせず、関西電力高浜原発や同大飯原発では、使用済み核燃料を乾式貯蔵するための施設建設を進めようとするなど、原発運転の固定化を狙っていることは、重大な問題である。

また、能登半島地震による津波、土砂崩れ、建物の倒壊、道路の崩落等により、集落が孤立したことで、原発事故時の避難計画がいかに非現実的であるかが浮き彫りとなった。このため、原子力規制庁も『原子力災害対策指針』の見直しに着手した。しかしながら、その検討においては、避難の手段や屋内待避の施設は確保されているとして、屋内退避の開始のタイミングや期間について明示的に示す見直しにとどまろうとしている。これでは、同様の地震により原発への深刻な影響が出た場合に国民の命を守ることは到底できない。

については、国におかれては、令和 6 年能登半島地震を踏まえ、全ての原発の速やかな停止と、廃炉を目指すべきである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 日

衆議院議長 額 賀 福志郎 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

総務大臣 松 本 剛 明 殿

財務大臣 鈴 木 俊 一 殿

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）

齋 藤 健 殿

内閣府特命担当大臣（原子力防災）

伊 藤 信太郎 殿

内閣官房長官 林 芳 正 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

## 大阪・関西万博の中止を求める意見書

2025年4月開催予定の大阪・関西万博は、会場建設費が当初の1.9倍の2,350億円に膨れ上がり、会場周辺のインフラ整備費は8,390億円、万博関連インフラ整備費は9.7兆円に上がることが国から発表された。

そもそも大阪・関西万博の開催は、カジノ計画を推進することを最大の目的にしており、そのことは国際博覧会条約で、文明や進歩の達成を示し「公衆の教育を主たる目的とする」と定められている万博の理念とも相入れない。

さらに、本年1月1日に発生した能登半島地震により、いまだに多くの人々が寒波の中、避難生活を余儀なくされている。国が行うべきは能登の被災地のライフラインの確保、生活再建、河川・道路などの復旧のために、資金や物資、人員について支援することであり、その最大の妨げとなるのが万博である。このため、世論調査でも中止・縮小・延期を求める声が7割を超えている。

ついては、国におかれては、大阪・関西万博を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
経済産業大臣	齋	藤	健	殿
国土交通大臣	斉	藤	鉄夫	殿
国際博覧会担当大臣				
	自	見	はなこ	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議員 石田宗久

食料自給率の向上を基本目標に位置付けた「食料・農業・農村基本法」の  
改正を求める意見書

先進諸国で最低の食料自給率や、崩壊の危機が広がる農業と農村の状況をどう打開するのが問われている。本年 2 月 27 日、岸田文雄内閣は食料・農業・農村基本法改定案と関連法案を閣議決定し、国会に提出した。その中身は、危機打開どころか事態をさらに深刻化し亡国への道に導きかねないものである。

最大の問題は、全国カロリーベースで 38%、京都府では 12%にまで落ち込んだ食料自給率の回復・向上を国政の課題から投げ捨てていることで、改定案は現行基本法で唯一、目標として掲げ、「向上を図る」としてきた食料自給率を、いくつかの指標の一つに格下げした。農業者が切実に求めていた再生産可能な農産物価格についても、消費者や食品産業・流通業界などが考慮するものとし、関係者の「理解の増進」を講ずるとするだけで、価格保障・所得補償の拡充など、政治の責任で苦境にある農業経営を支えようとする姿勢は一切見られない。

改定案では、その基本理念として「食料安全保障」を前面に押し出し、国はそれに基づき改定案と併せて、輸入途絶など不測の事態に際し、コメ・ムギの増産や、作付け転換で花農家がイモを作ることなどを罰則付きで強制できる食料供給困難事態対策法案を国会に提出している。これは戦時さながらの亡国農政そのものであり、平時から農業を振興し、食料を増産し、自給率向上に力を尽くすことこそ国の責務である。

については、国におかれては、「食料・農業・農村基本法」の改定に当たって、食料自給率の向上を国政の基本目標に位置付け、輸入自由化路線から転換し、国内の食料生産を増やすこと、そのために、価格保障・所得補償の充実をはじめ、農業、酪農、畜産、林業、漁業への支援を抜本的に強化することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
農林水産大臣	坂	本	哲志	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

## 国民健康保険事業費納付金値上げの見直しと財政支援を求める決議

2024年2月6日に開かれた第4回京都府国民健康保険運営協議会で示された、2024年度の国民健康保険事業費納付金の額は、過去最高水準となり、その結果、少なくない市町村で国民健康保険料・税の引上げを余儀なくされる事態に陥っている。また、物価高騰等に鑑み、2024年度の値上げを見送る市町村の中にも、今後は引上げを表明している自治体もあるなど、低所得や高齢の加入者が多い国民健康保険は、公費の負担なくして運営が困難であるという構造的な問題を抱えている。しかも、都道府県単位化により、納付金を京都府が示し、運営の主体である市町村は、それに基づき保険料・税を決めることとなり、市町村による一般会計からの繰入れがなければ、保険料を値上げするしかないというものになっている。

そもそも国民健康保険は、命と健康を守るセーフティネットの役割を果たすことが求められている。物価高や非正規雇用の増加などが、一層加入者の暮らしを直撃している時に、保険料・税の引上げは、国民皆保険の根本をゆがめることになりかねない深刻な問題である。このため、保険料の値上げを食い止め、引き下げるためには、国による3,400億円の公費負担を大幅に引き上げることが必要である。また、京都府は、一般会計からの繰入れなど、市町村における保険料引下げの努力を支援する独自の取組を怠ってきた。

ついでには、京都府におかれては、緊急に、過去最高水準である納付金の額を見直すとともに、国民健康保険料・税の引下げができるだけの独自財政支援を行うよう強く求める。

以上、決議する。

令和6年3月 日

京 都 府 議 会

## 2024年2月定例会を終えて

2024年4月4日  
日本共産党京都府議員団  
団長 島田 けい子

一月一日に発生した「令和6年能登半島地震」により、多くの尊い命が失われ、また多くの方が被災され、未だ避難所生活をはじめ、厳しい暮らしを余儀なくされておられます。お亡くなりになられた皆さんに心からご冥福をお祈りいたします。また被災された皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、救援・復旧が速やかに進むよう強く求めます。

2月14日に開会した定例府議会は、予算特別委員会をはさみ3月22日に閉会した。

今議会は、「令和6年能登半島地震」により、原発や救援にかかわる重要な課題が浮き彫りとなり、また自民党による裏金問題に対する国民的批判が広がる一方、コロナの影響や物価高等、暮らしの悲鳴が上がるなか、京都市長選挙の結果、府市一体で進めようとしていた北山エリアにおける1万人アリーナ計画がとん挫したことや、廃止されていた市独自の住宅リフォーム助成が復活するなど、「市民が動けば政治は変わる」ことを力にして、党議員団は被災地や府民の暮らしの願いに寄りそい、京都府の公の役割を問う論戦を攻勢的に行った。

1、本府議会に知事部局から提案された、人事案件を含む75議案および、議会提案の3議案のうち、第1号議案「令和6年度京都府一般会計予算」、第13号議案「令和6年度京都府水道事業会計予算」、第16号議案「令和6年度京都府流域下水道事業会計予算」、第26号議案「京都府府税条例等一部改正の件」、第28号議案「住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件」、第43号議案「指定管理者指定の件(公営住宅洛西西境谷団地等)」、第64号議案「京都府企業版ふるさと納税基金条例制定の件」の7議案に反対し、他の議案には賛成した。

なお、山下副知事の退任により、鈴木一弥氏(企画理事)の副知事選任が提案された。わが党議員団は、特別職登用にあたり、府職員から登用される場合、知事方針にもとづき業務を行うため、その評価を行うことはせず、これまでの発言等に重大な問題がない限り、賛成も反対もしないという態度をとってきた。今回も同様に議案には保留した。

2、第1号議案「令和6年度一般会計予算」は、昨年12月に前倒し改定した「京都府総合計画」をふまえ、二期目の折り返し点を迎える予算であるとともに、「失われた30年」といわれる長期にわたる日本経済の停滞と衰退、コロナ禍と物価高騰に対し、公共のあり方が問われる重要な予算である。

反対の第一は、いのちと暮らしを守る公共の役割を果たす予算になっていないためである。

四年にわたる新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、保健所を元に戻す等、公衆衛生機能の拡充が全く示されていない。加えて高い国民健康保険料の引き上げを食い止める努力をしてきた市町村に対し、府としてこれまで独自負担軽減策を何ら行わず、むしろ来年度納付金について過去最高の値上げを示した。これでは府民にさらなる保険料の値上げを強いることになる。また、物価高騰を上回る賃上げ額が必要であるにも関わらず、「補助金によって賃金を引き上げていくことには限界がある」と背をむけ、さらに人事委員会が示した目安以上の賃上げの決断をしていないことは重大である。

第二は、子育て支援について、経済的負担軽減を柱に位置付けていないためである。

予算や施策は「風土づくり」やイベント重視に拍車がかかり一方で、書面審査において、各党派が要求した「就労・奨学金返済一体型支援事業」の充実については全く応えようとしていない。また、京都市長選挙でも大きな争点となった給食費無償化については、「食材費は保護者負担、一律都道府県が支援することは想定していない」と背をむけ続けるなど、子育て支援の基本がゆがめられている。

第三は、産業政策の軸が「産業創造リーディングゾーン」の本格的展開策に見られるように、一

部の先端企業等を軸としたものとなり、中小企業や農林水産業など、全体の底上げを図るものにはなっていないためである。

「ZET - valley」「太秦メディアパーク」「アート&テクノロジービレッジ」「けいはんなフードテックヒル」をはじめとした「産業創造リーディングゾーン事業」や「グローバル・スタートアップ・エコシステム構築事業」など、一部の企業支援等を進める一方、2023年度応募が殺到した「中小企業経営改革支援事業費」や「農林水産業経営改革支援事業費」はなくなり、さらに農業者が切実に求めている再生産可能な価格を保障する施策が示されない等、産業政策のあり方のゆがみが顕著になっている。

第四は、住民と地域置き去りで「にぎわい」「活性化」などを名目に、いっそうの開発をすすめているためである。

他会派からも高齢化や人口減のもと、鉄道・バス路線廃止と減便対策、買い物難民対策等が出されたが、それには応えず、文化庁移転を契機としたインバウンド・イベントを基にした、周遊などによる観光が施策の軸となっている。その上、新名神高速道路建設と府南部開発、北陸新幹線延伸をはじめとした国と一部企業のための開発を国と一体で進めている。また、大阪・関西万博は、「機運醸成」として小中高校生にカリキュラムの変更の調整をしてまで入場券一人一枚分を配布する施策をはじめとした事業に、債務負担行為も含め11億円の予算を計上するなど、推進一辺倒であり転換が必要である。

第五は、能登地震を通じて重要性が明らかになった公共の役割を歪めているためである。

令和6年能登半島地震をふまえ国や石川県は支援金の上乗せを決めたものの、昨年の台風で府北部地域を中心に多くの被害から救援するための京都府独自の「被災者住宅再建支援事業」の改善は「研究する」という国の動向を見守る姿勢に終始している。また、府北部の消防指令広域化に加え、京都市以南の広域化も進めようとし、さらに震災で原発の危険性がいっそう高まり、避難計画が破綻しているにも関わらず、原発再稼働中止や廃炉を求めず容認する等、「府民福祉の増進」に沿っているとは言えない。

第六は、気候危機の進行にふさわしい対策が取られず、むしろ政府と同じ方向を進めているためである。

温室効果ガスを莫大に排出する舞鶴火力発電所や原発に固執する逆行した姿勢を示し、さらに、有機フッ素化合物(PFAS)の影響や被害が府内でも広がり、検査や発生源対策など京都府の役割が求められているのに、その予算も示されないままである。

第七は、府組織の機能と体制の強化でなく、むしろ府税事務所の廃止・統合、水道や消防指令の広域化・民営化、官民連携・プラットホームなど、行政の民間開放をすすめる地方自治の役割を後退させ、さらに根本的に変質させようとしているためである。

一方、過去最高となった児童虐待相談件数に応えるために、本来必要な南部や北部の児童相談所の整備計画は示していない。農林関係の試験研究機関の研究費や消費生活相談センター等予算を減額し、さらに勤労者福祉会館の廃止方向を含む同会館の「あり方検討委員会」の第一次報告が行われるなど、現場の対応力を弱め、公共施設の削減を本格的に進めようとしている。

第13号議案「令和6年度京都府水道事業会計予算」及び第16号議案「令和6年度京都府流域下水道事業会計予算」は、府営水道の過大な施設整備と建設負担水量の適正化をせず、未使用分も含め高い水道料金を受水市町と住民に押し付けるものであり、さらに上下水道の広域化を前提にしており反対した。

第26号議案「京都府府税条例等一部改正」は、もともと京都市内9カ所あった府税事務所を3カ所に統合してきたものを、今回、さらに京都市内の府税事務所3カ所を1カ所に統合し、これまで一体であった地方税機構事務所と分離する計画で、相談、納税、納税証明発行などは別々に出向かなければならず、府民の利便性が後退するため反対した。

第28号議案「住民基本台帳法施行条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に関する法律施行条例一部改正」は、省令も示されていないにも関わらず、法律で個人番号の利用が認められる事務を「準法定事務」として整備し、しかも健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに置き換えるものと一体の改悪であり反対した。

第43号議案「指定管理者の指定の件（公営住宅洛西西境谷団地等）」は、セーフティーネットである府営住宅の管理を民間企業（東急コミュニティー）に委ねることは、住民の福祉の向上と公的責任を放棄するものであり反対した。

第64号議案「京都府企業版ふるさと納税基金条例制定の件」は新たに企業版ふるさと納税基金を作るもので、地方交付税削減に伴う減収対策として、地方自治体の新たな税収確保手段として導入するもので、自治体間格差を広げ、競争をあおるという極めて重大な問題に加え、企業版ふるさと納税制度は、法人税を寄付金額の最大9割軽減するもので、法人税の主旨にも反し、税制をゆがめるため反対した。なお、第49号議案「一般会計補正予算（第9号）」は賛成したが、そのうち企業版ふるさと納税基金への4100万円の積み立てについては、討論で反対を表明した。

3、今議会は、当初予算も含め、府民の運動と議会論戦により、一定の前進を開くとともに、議会中も、常に市町村議員団と連携する等、運動と論戦に役立つよう取り組んだ。

当初予算には、「私立高校あんしん修学支援事業」の年収730万円未満世帯等への拡充、「精神障害者医療助成制度」創設、「子育て支援医療費助成の拡充（小学校卒業まで通院自己負担上限200円/月）」の通年実施、物価高騰等による生活困窮者への食料品等配布予算の拡充、中小企業支援に「賃金引き上げ」による補助額アップ、木造住宅等への耐震化支援の限定的拡充（令和6～7年度）などが盛り込まれることとなった。

党議員団は2月20日に「府議会報告・予算要求懇談会」を開催し、また予算特別委員会当初予算審査小委員会が開催される2月26日に、「2024年度予算特別委員会審査小委員会の開始にあたって」とする声明を発表し、当初予算等の特徴を府民に知らせるとともに、要求や実態をつかみ、それを土台に論戦する努力を行った。

なかでも、京都府が示した国民健康保険納付金を過去最高の12.8%値上げすることを市町村に示した結果、いくつかの市町村議会で国保料・税の値上げ議案が出されたため、党府議団は、府内市町村の値上げの実態を把握するとともに、社会保障推進協議会の力を借り、緊急学習会を開催するとともに、個別市町村の対応に加え、京都府が制度外の財政支援を1円もしたことがないことを明らかにし、国と京都府が保険料・税値上げを回避するための財政的支援策を行うよう求めた。

1月17日宮津市教育委員会が、宮津市立養老小学校を今年4月から府中小学校に統合すると発表したことに対し、保護者や地域住民から「あまりにも性急すぎる」と怒りの声上がり、党府議団は、現場にも足を運び、2月16日に「あまりにも性急すぎる宮津市立養老小学校の再編統合の見直しを求める緊急要望書」を教育長に提出した。

また、政府が令和7年度から実施を予定する「こども誰でも通園制度」について、京都府が当初予算で、全国初として「親子誰でも通園制度」を京都市と宇治市でモデル的に実施することが示されたため、党議員団は、子どもにとってどういった影響があるか、また保育士等処遇改善こそ必要と、京都市議団、宇治市議団とも情報共有し、連携して論戦した。

一方、京都府独自の「被災者住宅再建支援事業」の拡充について、「研究する」とした姿勢は変わらないものの、「国や石川県が支援金を上乗せしたことを踏まえて研究する」と答弁せざるを得なくなり、いよいよ知事の決断が求められる段階に追い詰めてきた。

さらに、三年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の対応の経験を総括した上で、「京都府感染症予防計画」をつくるべきと再三求めた結果、府としてまとめが報告された。しかし、その内容は、「施設留め置き」など重大な問題をまともに総括しておらず、引き続き、追及すべき課題として浮彫となった。

4、今議会で、自民党議員の質問に答える形で、北山エリア整備基本計画の中核施設である、1万人アリーナ計画をやめることになった。党府議団は、速やかに「府立大学内に予定していた1万人アリーナ建設の頓挫について」とする声明を発表し、16万3,000筆を超える運動と結んだ論戦の画期的成果であること、政府による「スタジアム・アリーナ戦略」にのっとった府立植物園を含む北山エリアに「にぎわい」をもたらすという本質的な問題を明らかにした。一方、向日市の競輪場整

備と一体に、アリーナ建設を進める意向が示されている。京都府に対し、街づくりと一体に市民への情報公開と対話などを求めるとともに、100周年を迎えた府立植物園の「生きた植物の博物館」としての今後100年を見据えた整備、府立大学内の学生用体育館や老朽校舎の建て替え、旧府立資料館跡地利用や暫定活用のあり方、京都市の「都市計画マスタープラン」の関係部分の見直し、そのためにも「北山エリア整備基本計画」の白紙撤回が必要と指摘した。その実現にむけ、引き続き力を尽くす。

なお、記者会見で知事が今回のとん挫について、「周辺住民の反対の声があったからではない」と述べた。しかし、住民や学生など当事者の理解を得られないものは見直さざるを得なかったことは明白で、率直に認めるべきである。

- 5、国と一体に、文化庁移転や大阪・関西万博を名目として、「大阪・関西万博きょうとアクションプラン」を作成し、野放図な新たな開発、イベント等をいっそう進めようとしていることが浮き彫りとなった。

府は、当初予算に、関西パビリオンの建設分担金8,797万1千円、パビリオン内に設置する京都ブースに3億7,360万円を計上し、また令和7年度も予算計上が予定されるなど、「財政が大変」といいながら、万博関連予算は青天井で提案されている。さらに「府民サービスを行うため」として、これまで積み立て額と同額の取り崩しを行ってきた財政調整基金を、今回5億2100万円を積み残す予算を提案したが、理事者が答弁で「子どもたちを大阪・関西万博へ招待するための3.3億円を活用するための可能性もある」と示した。住民福祉の向上を目的としてきた財政調整基金のあり方からも大きく外れるものである。

また、今回、大阪・関西万博を契機に、令和6年度には、けいはんな学研都市の府有地60haに民間企業が官民連携でプラットホームをつくり「フードテックヒル」の整備を始めるとした。開発の財政的規模も後年度の公費負担も示さないまま、進めようとしていることは重大である。

さらに、「川の京都」として、万博イベントの一環で、京都と大阪をつなぐ淀川舟運を計画する、ライトアップイベントの各市町村での開催など、枚挙にいとまがない。

「万博より、能登支援を」等、大阪・関西万博への批判が大きい時に、旧来のやり方で京都府が国や大阪と一体に、財源投入したイベントや開発を進めることは許されない。大阪・関西万博は中止しかない。

- 6、自民党による裏金・パーティ券問題に国民的な怒りが広がる中、今議会中、最大会派の自民党議員団と、第二会派の維新国民議員団が、あいつぐ不祥事等により、謝罪や役職辞任が繰り返され、府民的に政治と府議会への信頼を損なう深刻な劣化ぶりを露呈した。

具体的には、瀧脇府議（自民・伏見）が、サッカーサンガ議連の選手応援会のくじ引きで当てたサイン入りグッズをフリマアプリで販売し謝罪した上で、サンガ議連を退会した。また、自民党府連青年局長の中島府議（自民・宮津）、津田府議（自民・北区）、園崎府議（自民・城陽・6区予定候補）が、和歌山で行われた自民党青年局主催の不適切パーティに参加し、「会場で抗議した」と述べたものの、最後まで会場にとどまったことが明らかとなり、謝罪した。これに対し、日本共産党京都府委員会と府会議員団の連名で、自民党京都府支部連合会の西田会長あての「自民党青年局の不適切会合の説明と謝罪等を求める申し入れ」を行った。

維新国民議員団の西條府議（維新・長岡京）は、市議時代の政務活動費全額を吉村大阪府知事を入れた政治活動ビラに充当したことが、長岡京市の監査委員から指摘され、謝罪し返還手続きをとることになった。同じく西條府議は、部屋用スリッパで府民が出入りする議会棟ロビーを歩いていたとして、品格に欠けると批判され謝罪した。

また上倉府議（維新・伏見）が、政治活動等にも活用していた自身の事務所に100%政務活動費を充当していたことが発覚し、謝罪し返還手続きをとることになった。

さらに、畑本久仁枝府議（維新・西京）は、予算特別委員会の質疑で、「生活保護世帯は優遇されすぎている」「300万円くらいの収入の世帯なら生活保護を受けているほうが良いと思うんじゃないか？」「生活保護の人を見れば、苦しい世帯は勤労意欲がなくなりモラルハザードになるの

では？」等の発言を繰り返したため、格差に苦しむ困窮者を切り捨てる思想として、党議員をはじめ他会派も厳しく批判する中、予算特別委員会全体会で謝罪し、発言を部分的に取り消し、予算委員会幹事を辞任することとなった。

7、党府議団は、請願や陳情を踏まえ、「日米の基地強化中止、土地利用規制法の廃止・撤回を求める意見書案」「消費税減税とインボイス廃止を求める意見書案」「裏金づくりの真相究明と企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案」「国民健康保険事業費納付金値上げの見直しと公費の大幅増額を求める意見書案」及び決議案、『『こども誰でも通園制度』の見直しを求める意見書案』等、8意見書案、1決議案を提案し、採択に奮闘したが、わが党提案の意見書決議案には、自民・公明・府民・維国・無所属のすべての会派が一致して否決したことは、維国も含め、反共では一致するという、時代遅れの対応を続けていることを示したもので、府民的に全く説明できない事態に陥っている。

しかし、今回、党府議団もいっかんして求めてきた「再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書案」が、京都弁護士会からの要請を踏まえ、全会一致で可決したことは重要である。

新しい年度を迎え、京都府の機構改革なども行われることとなった。西脇府政二期目の折り返し点になる中、党府議団は、府民の暮らしと営業の実態に寄り添い、広範な府民の皆さんと運動をおこし、暮らしの底上げで先行きが見通せる提案と具体化をはかるため、引き続き全力をあげるものである。

以上